

## 瀬戸焼で暮らしを楽しもう条例の考え方

### (目的)

第1条 この条例は、瀬戸焼を暮らしに取り入れるため、瀬戸焼の利用及び普及の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民の役割を明らかにすることにより、瀬戸焼の持続的な発展に資することを目的とする。

### 【考え方】

第1条では、条例の制定の目的を定めています。本条例は、本市の郷土の産業である瀬戸焼に誇りと愛着を持ち、地域が一丸となって機運を醸成し、本市の財産である瀬戸焼を持続的に育み発展させていこうという本市の意思を明確にした理念条例です。

瀬戸焼の利用・普及の促進についての考え方や思いを共有し、瀬戸焼の持続的な発展に向けて市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民（以後「各主体」という。）のそれぞれの役割を明記することで、日々の生活や活動の中で瀬戸焼について考えていただくきっかけになる、道しるべとなる条例とすることを目的としました。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 瀬戸焼 瀬戸市内で製造されるやきもののうち、和洋食器、ノベルティ、花器等の陶磁器製品をいう。
- (2) 瀬戸焼関連事業者 瀬戸市内において瀬戸焼の製造、加工又は販売を行う事業者をいう。
- (3) 市内事業者 瀬戸市内で事業を営む者のうち、瀬戸焼関連事業者以外の事業者をいう。
- (4) 市民 瀬戸市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。

### 【考え方】

第2条では、条例における用語を定めています。

- (1) の瀬戸焼では、本条例でいう「瀬戸焼」の範囲を明確にするため、現行の瀬戸焼振興ビジョンで対象としている範囲を本条例でいう「瀬戸焼」と定義します。
- (2) の瀬戸焼関連事業者では、事業として瀬戸焼の製造業だけでなく、製造から販売までに関わる事業者を「瀬戸焼関連事業者」と定義します。
- (3) の市内事業者では、(2)と役割の内容に異なる部分があるため、瀬戸焼関連事業者以外の市内の事業者を「市内事業者」と定義します。
- (4) の市民では、市内に住所を有する市民に限定せず、本市に関わる多くの方に対し、瀬戸焼の魅力を知って市内外に広く伝えていただきたいため、在勤・在学の方も含むものと定義します。

(基本理念)

第3条 瀬戸焼の利用及び普及の促進は、瀬戸焼の持続的な発展につながるとともに、産業、観光及び文化の振興等地域の活性化並びに郷土愛の醸成に貢献することから、市民一人一人が瀬戸焼に対する理解を深め、暮らしの中に取り入れ、その魅力を市内外に広く伝えていくことを基本として、市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民が相互に連携し、及び協力しながら取り組まなければならない。

【考え方】

第3条では、この条例の基本理念を定めています。本市の郷土の産業である瀬戸焼に誇りと愛着を持ち、地域が一丸となって機運を醸成し、本市の財産である瀬戸焼を持続的に育み発展させていくため、各主体の皆様と連携し協力しながら瀬戸焼の利用及び普及の促進に臨んでいきたいという基本理念を明記しています。「地域が一丸となって瀬戸焼の発展について向き合い、取り組んでいきたい」というメッセージを「取り組まなければならない。」という表現を用い基本理念として強く訴えることで、本条例が、本市に関わる全ての方々が瀬戸焼について考え、知って、向き合うきっかけになればという思いを込めています。

この表現については「地域が一丸となって瀬戸焼の発展について向き合い、取り組んでいきたい」という思いを強調するために選んだ言葉であり、義務を課す意図はありません。

(市の役割)

第4条 市は、市民及び市内事業者が瀬戸焼に対する理解を深めるための取組を行い、並びに瀬戸焼の利用及び普及の促進に取り組むよう努めるものとする。

【考え方】

第4条では、本条例の基本理念の考え方に基づき市が取り組む内容を定めています。

市は利用及び普及の促進に向けて取り組むとともに、瀬戸焼関連事業者と連携して瀬戸焼の魅力を市内事業者や市民に伝え、瀬戸焼の利用及び普及の促進に向けた取り組みを支援することで地域が一丸となって瀬戸焼の持続的な発展を目指します。

(瀬戸焼関連事業者の役割)

第5条 瀬戸焼関連事業者は、市民及び市内事業者が瀬戸焼に対する理解を深めるための取組を行い、並びに瀬戸焼の利用及び普及の促進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

【考え方】

第5条では、本条例の基本理念の考え方に基づき瀬戸焼関連事業者の皆様に主体的に取り組んでいただきたいことを定めています。瀬戸焼に一番近く、日々瀬戸焼の発展にご尽力いただいている皆様に、お持ちの知識や経験を發揮していただき、本条例の理念である地域が一丸となって瀬戸焼の持続的な発展を目指すため、多くの方に瀬戸焼の魅力を伝えていただきたいと考えています。

(市内事業者の役割)

第6条 市内事業者は、瀬戸焼に対する理解を深め、事業活動の中で瀬戸焼を利用し、及び瀬戸焼の魅力を市内外に広く発信することにより、市及び瀬戸焼関連事業者の取組に協力するよう努めるものとする。

【考え方】

第6条では、本条例の基本理念の考え方に基づき、市内事業者の皆様に協力していただきたいことを定めています。本市で事業活動をする中で、本市の郷土産業である瀬戸焼について興味を持って知っていただくとともに、事業活動のなかで瀬戸焼を使用していただき、その魅力を市民の皆様や市外に向けて広く発信することで、瀬戸焼の持続的な発展に協力していただきたいと考えています。

(市民の役割)

第7条 市民は、瀬戸焼に対する理解を深め、暮らしの中で瀬戸焼を利用し、及び瀬戸焼の魅力を市内外に広く発信することにより、市及び瀬戸焼関連事業者の取組に協力するよう努めるものとする。

【考え方】

第7条では、本条例の基本理念の考え方に基づき、市民の皆様には協力していただきたいことを定めています。身近だからこそ意識することが難しい郷土の産業について興味をもって、知っていただくことで瀬戸焼の歴史の深さや魅力を感じ、誇りを持ってほしいです。そして、生活の中に瀬戸焼を取り入れ使用することで使い心地を体感し、自身の生活する街の財産である瀬戸焼に愛着を持ってほしいと思っています。こうして知って感じた瀬戸焼の魅力を市内外に向けて発信することで、市民の皆様にも瀬戸焼の魅力発信に参加していただき、瀬戸焼の持続的な発展に協力していただきたいと考えています。

(配慮)

第8条 市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民は、この条例の実施に当たっては、個人の意思及び選択を尊重するよう配慮するものとする。

【考え方】

第8条では、本条例に記載した内容や役割は決して強制するものではないことを定めています。

本条例第3条の考え方にも記載した通り、本市の郷土の産業である瀬戸焼に誇りと愛着を持ち、本市に関わる全ての方々が一丸となって、その機運を醸成し、本市の財産である瀬戸焼を持続的に育み発展させていきたいと考えていますが、決して各主体に義務として負わせる考えはありません。本市に関わる全ての方々が、瀬戸焼に愛着と誇りを持ち瀬戸焼と一緒に盛り上げてほしいという考えに基づき、個人の意思及び選択を妨げることなく、可能な範囲で瀬戸焼の利用・普及の推進にご協力をいただきたいと考えています。